

職場における受動喫煙防止対策のあり方に係る論点 (たたき台)

職場においては、長時間・長期間にわたって労働者が周囲のたばこの煙にさらされる場合がある。労働者をたばこの煙による健康被害から守るための、労働安全衛生法に基づく可能な受動喫煙防止対策のあり方について、論点のたたき台として以下のとおり項目を整理した。

論点1. 労働安全衛生法に基づく労働者の受動喫煙防止措置のあり方について

現行の「職場における喫煙対策のためのガイドライン」等による自主的な取り組みの効果と限界について

一般的な労働衛生対策における有害物へのばく露防止と、職場における受動喫煙防止の相違点について

論点2. 職場における基本的な受動喫煙防止対策について

職場において喫煙を制限する空間的な範囲について

喫煙制限についての労働者・関係者への周知方法について

論点3. たばこの煙の存在する場所に労働者が立ち入ることのある事業場における顧客の喫煙と労働者保護のあり方

論点2で整理した基本的な対策の適用のあり方について

論点4. その他

地域保健における受動喫煙防止対策との連携について

受動喫煙防止対策に関する支援について

喫煙による健康障害に係る教育について